

平成30年度

第10回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成31年1月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (7名)

3番委員：森 紀久嗣

4番委員：鈴木孝一

5番委員：渡辺忠洋

6番委員：吉野公博

7番委員：浅野幸男

8番委員：矢代とみ江

9番委員：山口 豊

<欠席委員> (3名)

1番委員：加曾利益弘

2番委員：磯野義夫

10番委員：押元康郎

<出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉 加曾利英男

開 会（午後 1 時 2 5 分）

事務局（小高）

新年あけましておめでとうございます。また、本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。

只今から平成30年度第10回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は7名の出席を頂いておりますので大多喜町農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立いたします。

なお、1番加曾利委員、2番磯野委員、7番押元委員から本日都合により欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

会議中に質疑のある方は、挙手をお願いします。議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

また、本日は押元会長が欠席ということですので、大多喜町農業委員会会議規則第4条の規定により、森副会長に会長の職務を代理していただき、同規則第8条の規定により、議長をお願いします。

議長（森副会長）

議事日程3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、4番の鈴木委員、5番の渡辺委員をお願いします。

それでは、早速ですが議事日程4の議事に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

1ページをお開きください。議案第1号につきましては、申請案件が3件ありますので、先に一括して事務局で説明させていただいた後に1案件ごとに審議願います。それでは、説明させていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成31年1月8日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号22、所在・地番 西部田地先、地目 田、地籍795㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇

○氏、事由 譲受人 自作地を拡大し、経営の安定を図るため。譲渡人 高齢で耕作困難であり、後継者もないため譲渡したい。

番号23、所在・地番 馬場内地先外2筆、地目 田及び畑、地籍合計1,199㎡、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 新規就農し施設園芸を始めるため。譲渡人 譲受人の希望に応じるため。

番号24、所在・地番 八声地先外1筆、地目 田及び畑、地籍合計314㎡、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 宅地続きの土地なので、畑として使用したい。譲渡人 高齢なので相手方の要望により譲渡したい。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は3ページに記載のとおりです。本件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号番号22については、9番委員の山口委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

山口委員（8番）

それでは、報告を申し上げます。昨日、権利者、義務者、司法書士の3名の立会のもと現地調査を行ってまいりました。番号22の申請地は、資料3-22の案内図のとおりです。権利者は息子と農業を営んでおり、1haの経営規模があるそうです。今回の申請地は、権利者の家からも近く、規模拡大するには好条件の土地であるため売買したいとの事でした。特に問題は無いと思われまます。以上、ご報告申し上げます。

議長（森副会長）

担当委員の報告が終わりましたが、質疑のある方は発言願います。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質疑がないようですので番号22については、許可することとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしと認め番号22について、原案通り許可することと決定します。

次に番号23については、4番委員の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

鈴木委員（4番）

番号23の申請地は、資料3-23の案内図のとおりです。

現況では、4枚に分かれており、上2枚と下2枚の高低差があるので、許可後は高低差を無くすための造成を行い、施設園芸のためのハウスを建ててベービーリーフの栽培を行うということです。以上のことから特に問題となる事は無いと思われます。

議長（森副会長）

担当委員の報告が終わりましたが、質疑のある方は発言願います。

渡辺委員（5番）

1枚1枚の土地は平らなのでしょうか。

鈴木委員（4番）

平らですが上と下の高低差があるので、その段差を解消するために造成を行いたいと言っていました。そこへ水耕栽培用のハウスを2棟建てると言うことです。

議長（森副会長）

他に質問等ございませんか。

矢代委員（9番）

現況が田で登記は原野となっているのであれば、登記を田にしなければいけないのではないのでしょうか。現在、原野であればこの申請に入れなくても良いのではないのでしょうか。

事務局（加曾利）

いろいろ調べてみたところ、現況主義という事で、現在農地として使用しているのならば、農業委員会の所管による手続きが必要となるそうです。

今後は、農家台帳にて管理するようになると思われます。

また、地目が田なので地目変更の登記をするよう促す必要はあります。

議長（森副会長）

他にございますか。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質疑がないようですので番号23については、許可することとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしと認め番号23について、原案通り許可することと決定します。

次に番号24については、5番委員の吉野委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

吉野委員（5番）

番号24の申請地は、資料3-24の案内図のとおりです。

現況は、重機で整地されていて、いつでも畑になる状態でした。以前は、耕作放棄地になっていましたが、権利者が売買するにあたって作業を行ったようです。所有権移転後は、畑をやりたいと言っており、特に問題となることは無いと思われま

議長（森副会長）

担当委員の報告が終わりましたが、質疑のある方は発言願います。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質疑がないようですので番号23については、許可することとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしと認め番号24について、原案通り許可することと決定します。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（加曾利）

3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記により農地法第4条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成31年1月8日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号3、所在・地番 小苗地先外1筆、地目 田、地籍合計1,351㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 後継者がなく農地を管理することが難しい状況であるため、土地の有効利用と今後の収入源として、太陽光発電設備を設置したい。説明は以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第2号番号3については、私が現地調査を担当しましたので報告させていただきます。

森委員（3番）

12月22日、農業委員会事務局と権利者の立会のもと現地調査を行ってきましたので報告します。申請地は、資料の4-3の位置図のとおりです。現況は、栗の木が何本か植栽されておりますが、草刈りして管理されている状態です。この土地を栗の木を抜根して、上面のみ整形し発電設備を設置するとの事です。後継者が居ないので、その土地を有効利用し少しでも収入の足しにしたいとのことでした。隣接者の説明もされているとの事でしたので、特に問題ないと思われま

議長（森副会長）

それでは質疑のある方は発言をお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質疑がないようですので番号3については、許可相当とすることとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしと認め番号3について、原案通り許可相当とすることと決定します。

議案第2号は以上でございます。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申

事務局（加曾利）

請についてを議題としたします。

事務局から説明をお願いします。

5 ページをお開きください。

議案第 3 号につきましては、申請案件が 5 件ありますので、先一括して事務局で説明させていただいた後に 1 案件ごとに審議願います。また、番号 26 と 27 で 1 団地、番号 28 から 30 まだが 1 団地となる案件となっています。それでは、説明させていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記により農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 31 年 1 月 8 日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 26、所在・地番 三条地先外 1 筆、地目 田、地籍合計 1,110 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 申請地は有害獣が多数生息している地域で、耕作しても収穫することが厳しい状況であるため長年耕作していないので、土地の有効利用を図るため太陽光発電設備を設置し、土地活用を図りたい。転用を伴う使用貸借権設定。

次のページをお開きください。

番号 27、所在・地番 三条地先外 3 筆、地目 田、地籍合計 5,062 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 番号 26 と同じです。転用を伴う使用貸借権設定。

番号 28、所在・地番 三条地先外 5 筆、地目 田、地籍合計 5,745 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 番号 26 と同じです。転用を伴う使用貸借権設定。

番号 29、所在・地番 三条地先、地目 田、地籍 1,510 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者 福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 番号 26 と同じです。転用を伴う使用貸借権設定。

番号 30、所在・地番 三条地先、地目 田、地籍 280 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者 福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 番号 26 と同じです。転用を伴う使用貸借権設定。以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第3号 番号26から番号30については、私が現地調査を担当しました。申請は5件ですが、場所は2箇所にとまっていますので、場所別にまとめて説明させていただきます。

森委員（3番）

まず番号26と番号27について説明します。

12月26日に農業委員会事務局2名と申請者代理人の3名の立会のもと現地調査を行ってきましたので報告します。それでは、12月3日に調査をしてきましたので、その報告をさせていただきます。

今回の申請箇所は、資料5-26、27の案内図とおりになっております。事業計画は、この資料のとおり太陽光発電設備を設置したい計画となっております。水捌けの悪いところがありますが、道路の反対側が沢（小川）になっているので、そこへ排水する計画となっております。隣接土地所有者にも説明しているとの事ですので、特に問題は無いかと思われます。写真が添付されていますが、これが現況となっております。また、この地域は日当たりについては良い場所だと思います。

議長（森副会長）

それでは質疑のある方は発言をお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（森副会長）

質問が無いようです。場所ごとに議決したいと思います。まず、番号26と番号27について許可相当とすることとしてよろしいでしょうか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（森副会長）

それでは番号26と番号27について許可相当とすることと決定します。次に番号28、番号29及び番号30について説明します。

森委員（3番）

この案件も、先程の番号26と27と同日に現地調査を行ってきましたので報告します。

申請箇所は、資料５－２８、２９、３０の案内図とおりになっております。事業計画は、この資料のとおり太陽光発電設備を設置したい計画となっております。

添付した写真を見るとわかるように休耕していますが草刈りしており、管理させている土地と言えます。

議長（森副会長）

それでは質疑のある方は発言をお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようです。番号２８から番号３０について許可相当とすることとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

それでは番号２８から番号３０については許可相当することに決定します。

議案第３号は以上でございます。

続いて、議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（加曾利）

８ページをお開きください。議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成３１年１月８日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成３１年１月９日。

１８ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者の農業のページの一番左の適用欄をご覧ください。認定番号３０－７７から７９までが再設定となっております。したがって、これらの説明については割愛させてもらい、新規設定の整理番号３０－８０から８２までをご説明します。

１４ページをお開きください。

番号30-80、所在地番 粟又地先、地目 田、地籍505㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 2,000円、利用権設定の期間10年、期間が平成31年1月9日から平成41年1月8日まで、借賃の支払 9月30日までの持参払、貸付者 市原市〇〇〇〇氏、借受者 市原市〇〇〇〇氏。

番号30-81、所在地番 下大多喜地先外6筆、地目 田、地籍合計14,895㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 10a当り15,000円及び1俵、利用権設定の期間10年、期間が平成31年1月9日から平成41年1月8日まで、借賃の支払 12月末日までに口座振替及び持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 千葉県園芸協会。

番号30-82、所在地番 下大多喜地先外2筆、地目 田、地籍合計7,192㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 10a当り1俵、利用権設定の期間10年、期間が平成31年1月9日から平成41年1月8日まで、借賃の支払 12月末日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 千葉県園芸協会。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は11ページのとおりです。説明は以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。質問等ございませんでしょうか。

吉野議員（6番）

整理番号30-77について、借受者が市原市の住所になっているが大多喜に来て農作業をやるのか。

事務局（加曾利）

こちらは、貸付者が農業者年金経営移譲年金を受給しているため、市原市に住んでいる子供へ経営移譲し、借受者が行える農作業以外は作業委託で行っているとの事です。

議長（森副会長）

他に質問等ございますか。

吉野委員（5番）

PBファームの借受地を千葉農産がやっていると思うのですが。

事務局（小高）

こちらは、PBファームの傘下に千葉農産が平成30年度

から入ったと聞いておりますので、特に問題は無いと思われ
ます。

議長（森副会長）

他に質問等ございますか。

浅野委員（7番）

P Bファームは、前回の利用権設定では中間管理機構を通
してないが、今回はなぜなのか。

事務局（小高）

今回、中間管理機構を使ったのは、貸付者〇〇〇〇氏が以
前農業委員をやっていた時にその制度ができました。そこ
で、今年の刈り取りを機に稲作からリタイヤするので、町で
の中間管理機構の実績に役に立ちたいとの意向によるもの
です。

議長（森副会長）

他に質問等ございますか。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようですので、採決いたします。本件について、
許可することでご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

それでは、異議なしと認め議案第4号については、全て可
決となりました。

続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画案の意見聴
取についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（加曾利）

それでは19ページをお開きください。

議案第5号 農用地利用配分計画案の意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定により、農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第
19条第3項の規定に基づき、大多喜町長から諮問を受けた
ので、その可否について意見を求める。平成31年1月8日提
出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

農用地利用配分計画（案）について、21ページをお開き
ください。

賃借権又は使用貸借による権利の設定関係についてご説明します。

整理番号 1 権利の設定を受ける者の氏名〇〇〇〇氏、住所 大多喜町〇〇、権利を設定する土地、所在 大多喜町下大多喜地先外 9 筆、現況地目 田、面積 22,807 m²、設定する権利、種類 賃借権、利用内容 田、始期 認可の公告日、存続期間 平成 4 1 年〇月〇日、借賃 191,850 円と 9.50 俵（物納）、借賃の支払方法 毎年 1 2 月 3 1 日までに耕作者が土地所有者に直接納める、備考 1 0 a 当り 1 俵。なお、農地利用配分計画の賃借権設定等の条件についての共有事項につきましては 2 3 ページに記載のとおりです。また、2 4 ページには土地改良区の賦課金等に係る特約事項も記載のとおりです。2 6 ページの賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等については、記載のとおりとなっております。事務局からは以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようですので、採決いたします。本件について、許可することでご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

それでは、異議なしと認め議案第 5 号については、可決となりました。

議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（加曾利）

2 7 ページをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。平成 3 1 年 1 月 8 日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 3 1、所在・地番 筒森地先外 3 筆、地目 田、地籍合計 1,033 m²、登記原因・日付 相続 平成 3 0 年 1 0 月 4

日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

その他、4件ありますが、内容については書面のとおりと
なっております。

30ページをお開きください。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について。下記
のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転
用に関する照会があったので報告する。平成31年1月8
日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号20、所在・地番 堀之内地先、地目 畑、地籍 618
㎡、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 年月日不詳、調
査・報告地目 照会地は、国道297号から300メートル
ほど町道を入った妙光寺南側に位置し、一部には物置が建
てられ、その周辺は樹木が植えられ庭の一部として使用され
ている。物置は屋根や構造、基礎の状況などからかなり以前に
建てられたと推測され、農地としての復元は困難と判断し、
非農地として回答した。土地の所有者・氏名 茂原市〇〇
〇〇氏。

番号21、所在・地番 粟又地先、地目 田、地籍 2,013
㎡、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳、調
査・報告地目 照会地は粟又の滝近くの養老川左岸に位置
し、周囲を河川と山林に囲まれた土地であり、現況は竹、雑
木、身の丈以上の草が繁茂している。

昭和45年に水害が発生する前までは耕作していたよう
であるが、その後は現在に至るまで耕作しておらず、耕作道
も勾配がきつく現況は人が通る程度の幅しかない。

土地の所有者・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

32ページをお開きください。

利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農
地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があ
ったので報告する。平成31年1月8日 大多喜町農業委員
会会長 押元康郎。

番号11、所在・地番 小沢又地先、地目 田、地籍 422
㎡、貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町〇〇〇
〇氏、事由 農地が一箇所だけ離れており、耕作しづらいた
め。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はす
べて終了です。

議長（森副会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（小高）

事務局からは特にありません。委員さんの方から何かありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後2時53分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年1月8日

会 長 代理 森 紀久嗣

署名委員 鈴木 孝一

署名委員 渡辺 忠洋